発議第1号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を、次のとおり改正する。

令和2年6月29日提出

提出者 香芝市議会議員 筒 井 寛

養成者 香芝市議会議員

> 北川重 信 之 河 杉 博 美 中川廣 宏 細井 純 吉 小 西 高 関 義 秀 森井常 夫 中山武 彦 史 下 村 佳 上田井 良 中 谷一 輝 鈴木篤 志 芦 髙 清 友

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年7月1日から同年9月30日までの間に支給する議員報酬に関する特例措置)

5 令和2年7月1日から同年9月30日までの間、議員報酬の額は、第2条 第1項各号の規定にかかわらず、同項各号に規定する額から、その額に10 0分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。